

電気事業法施行令第34条等の規定に基づく あっせん及び仲裁の状況の報告について

令和6年4月25日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課

(趣旨)

電気事業法施行令に基づく経済産業大臣に対する令和5年度のあっせん及び仲裁の状況の報告を行う。

主なポイント

1. 電気事業法施行令第34条等に基づくあっせん及び仲裁の状況の報告(案)
電気事業法施行令第34条及び電気事業法施行規則第47条の7(ガス事業法施行令第12条及び熱供給事業法施行令第5条並びにガス事業法施行規則第170条及び熱供給事業法施行規則第17条において準用する場合を含む。)に基づき、委員会は、経済産業大臣に対して、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中におけるあっせん及び仲裁の状況についての所定の事項を報告しなければならない。令和5年度のあっせん及び仲裁の状況については、あっせんでないものとした事件が1件であったところ、資料12-1のとおり報告を行う。

<参考>あつせんについて（関連規定）

電力・ガス取引監視等委員会令

（委員会の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

電気事業法

（あつせん）

第三十五条 電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この節において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

- 2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。
- 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。
- 4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。
- 5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。
- 6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(仲裁)

第三十六条 電気供給事業者間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

- 2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。
- 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。
- 4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(申請の経由)

第三十七条 この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第三十七条の二 この節に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第六十六条の十五 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

電気事業法施行令

(あつせん及び仲裁の対象となる契約等)

第二十五条 法第三十五条第一項の政令で定めるものは、電力の取引に係る契約その他の取決め(その性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。)とする。

(あつせんに関する通知)

第二十六条 電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請(第三十五条において単に「あつせんの申請」という。)がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 委員会は、法第三十五条第二項の規定により当該事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、あつせんをしない旨を通知しなければならない。

(あつせんの打ち切り)

第二十七条 委員会は、あつせんに係る紛争についてあつせんによる解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定によりあつせんを打ち切つたときは、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

(名簿の作成)

第二十八条 委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十六条第三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

(仲裁委員の選定等)

第二十九条 委員会は、法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請(第三十五条において単に「仲裁の申請」という。)があつたときは、当事者に対して前条の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者は、その合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、経済産業省令で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかつたときは、当事者の合意による選定がなされなかつたものとみなす。

第三十条 委員会は、法第三十六条第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第三十一条 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における法第三十六条第三項の規定による後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名に準用する。

(文書及び物件の提出)

第三十二条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の一方からの申出により、その相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。

(あつせん及び仲裁の手続の非公開)

第三十三条 委員会によるあつせん及び仲裁の手続は、公開しない。ただし、あつせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第三十四条 委員会は、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところにより、あつせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

(あつせん及び仲裁の申請手続)

第三十五条 あつせんの申請及び仲裁の申請に係る申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、経済産業省令で定める。

電気事業法施行規則

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七条の五 令第二十六条、第二十七条第二項、第二十九条第二項及び第三十条(これらの規定を令第三十一条第二項において準用する場合を含む。)

並びに第三十一条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第二十六条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

(名簿の記載事項)

第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の七 令第三十四条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)の事務に関し重要な事項

(あっせんの申請)

第四十七条の八 法第三十五条第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、様式第四十の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

(仲裁の申請)

第四十七条の九 法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3 紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項の申請書に添えて提出しなければならない。

(申請の方法)

第四十七条の十 法第三十五条第一項の規定によるあっせん又は法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して行うことができる。

ガス事業法

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第百七条 ガス事業者及びガス事業者(ガス製造事業者を除く。)に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項において「ガス事業者等」という。)の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百七条第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「ガス事業法第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第百七条第三項」と読み替えるものとする。

3 ガス事業者等の間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第百八条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第百八十一条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

ガス事業法施行令

(あつせん及び仲裁の対象となる契約等)

第十条 法第百七条第一項の政令で定めるものは、ガスの取引に係る契約その他の取決め(その性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。)とする。

(電気事業法施行令の準用)

第十二条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第二十六条から第三十五条までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百七条第一項
第二十六条第二項	法第三十五条第二項	ガス事業法第百七条第二項において準用する法第三十五条第二項
第二十八条	法第三十六条第三項	ガス事業法第百七条第四項において準用する法第三十六条第三項
第二十九条第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第百七条第三項
第三十条	法第三十六条第三項ただし書	ガス事業法第百七条第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
第三十一条第二項	法第三十六条第三項	ガス事業法第百七条第四項において準用する法第三十六条第三項

ガス事業法施行規則

第七十条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令 <u>第二十六条</u>	ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号) <u>第十一条</u> において読み替えて準用する令 <u>第二十六条</u>
	令 <u>第三十一条第二項</u>	ガス事業法施行令 <u>第十一条</u> において読み替えて準用する令 <u>第三十一条第二項</u>
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	ガス事業法施行令 <u>第十一条</u> において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	ガス事業法施行令 <u>第十一条</u> において準用する令
第四十七条の八第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第七十条第一項
	様式第四十	様式第八十
第四十七条の九第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第七十条第三項
	様式第四十の二	様式第八十一
第四十七条の九第三項	法	ガス事業法
第四十七条の十	法第三十五条第一項	ガス事業法第七十条第一項
	法第三十六条第一項	同条第三項

熱供給事業法

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第十九条の二 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気に係る熱供給(以下この条において「卸熱供給」という。)を行う事業を営む者との間において、卸熱供給に関する契約その他の取決め(以下この条において「契約等」とい

う。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

- 2 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第三項」と読み替えるものとする。
- 3 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対して卸熱供給を行う事業を営む者との間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。
- 5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第十九条の三 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第二十八条の六 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

熱供給事業法施行令

(電気事業法施行令の準用)

第五条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第二十六条から第三十五条までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第二十六条第一項</u>	法第三十五条第一項	熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第十九条の二第一項
<u>第二十六条第二項</u>	法第三十五条第二項	熱供給事業法第十九条の二第二項において準用する法第三十五条第二項
<u>第二十八条</u>	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
<u>第二十九条第一項</u>	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
<u>第三十条</u>	法第三十六条第三項ただし書	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
<u>第三十一条第二項</u>	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項

熱供給事業法施行規則

(電気事業法施行規則の準用)

第十七条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令第七条	熱供給事業法施行令(昭和四十七年政令第四百二十号)第五条において準用する令第七条
	令第十二条第二項	熱供給事業法施行令第五条において読み替えて準用する令第十二条第二項
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	熱供給事業法施行令第五条において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	熱供給事業法施行令第五条において準用する令
第四十七条の八第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第十九条の二第一項
	様式第四十	様式第十二
第四十七条の九第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
	様式第四十の二	様式第十三
第四十七条の九第三項	法	熱供給事業法
第四十七条の十	法第三十五条第一項	熱供給事業法第十九条の二第一項
	第三十六条第一項	同条第三項